

令和6年度 播磨南中学校いじめ防止基本方針

播磨町立播磨南中学校

1 学校の方針

校訓「明るく・正しく・たくましく」のもと、知・徳・体の調和のとれた生徒の育成を目指し、未来に向かって主体的に生きていく力を醸成する教育活動を展開している。目指す生徒像は、「主体的に学ぼうとする生徒・豊かな心と、たくましく健やかな体をもつ生徒・お互いを認め合い、共に高め合う生徒」である。

全校生徒が安全・安心な学校生活を送るために、教職員が生徒とともに人権を守る土壌づくりを推進していかなければならない。

人権教育の一環として、いじめ問題についてしっかり取り組みたい。いじめに対して未然防止を図りながら早期発見に努める必要がある。いじめを認知した場合には、適切かつ迅速に解決するために、いじめ防止基本方針を定めた。

2 基本的な考え方

本校は、昭和54年4月に町内2番目の中学校として開校され、生徒は3小学校区より進学してくる。町当局並びに町民の教育に対する関心は極めて高く、教育環境の整備に積極的である。近年では、GIGAスクール構想により、学校の授業で1人1台端末が活用されています。ICT機器の活用とともに、スマートフォンの浸透も低年齢化しており、SNSのトラブルも増加傾向である。本校では、定期的に情報モラル教育を通してトラブルの未然防止に努めている。

また、生徒の問題や悩みを教員、スクールカウンセラー（SC）、スクールサポーター（SS）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、など色々な角度から対応・支援を行い、生徒に寄り添い、個を大切にする体制を推進している。

いじめに関しては、定期的に悩み相談シート（いじめに関するアンケート）を行い、その都度状況把握に努め、些細なことにも教師の目が行き届くように努力している。また、生徒指導の立場から『生徒の活動するところに教師あり』を合い言葉とし、常に生徒のそばに身を置いて生徒理解に努めている。いじめを許さない学校づくりを推進するために、以下の体制を構築し取組を進めている。

3 いじめ防止等の指導体制 等

(1) 日常の指導体制 → <別紙1> 日常の校内指導体制 <別紙2> チェックリスト

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うために、校内指導体制を構築し関係機関と連携する。また、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを定める。

(2) 未然防止等の年間指導計画 → <別紙3> 年間指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて様々な取組を体系的・計画的に行うために、年間指導計画を定める。

(3) 組織的対応 → <別紙4> 組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握したときや、いじめを認知したときの迅速な解決に向けた組織的対応を定める。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、適宜校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長の判断のもと適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに教育委員会に報告する。また、校長のリーダーシップのもと、事態の解決にあたる。対応する組織編成は、いじめ対策委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司、及び民生児童委員等を加える。

なお、事案によっては、教育委員会が設置する重大事態調査のための組織の力を仰ぎ、事態の解決に向けて対応する。

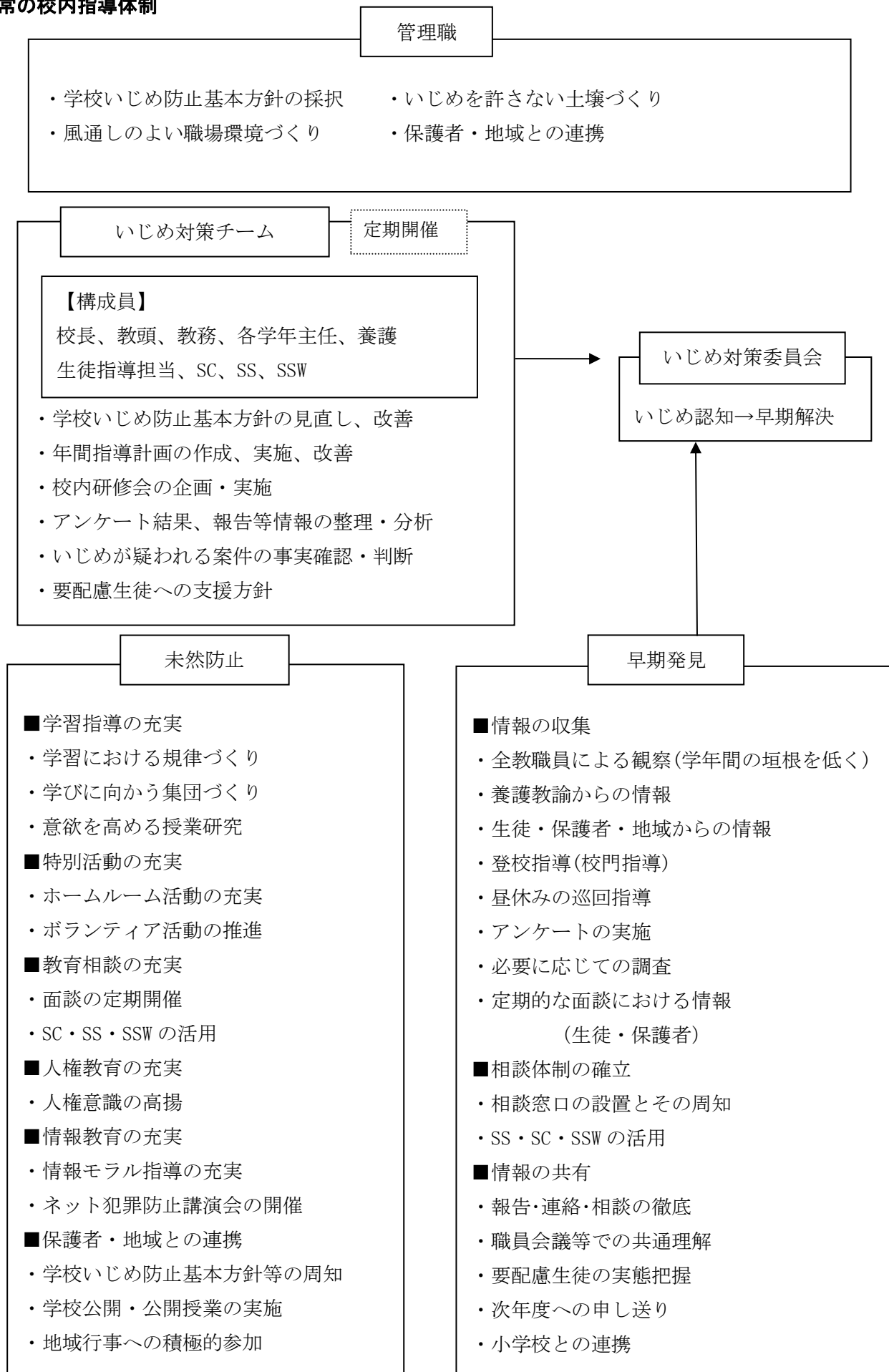
5 その他の事項

地域の信頼を得るために、情報発信に努めてきた。そこでいじめ防止等についても、策定した学校の基本方針をホームページなどで公開する。また、学校評議員会やPTA総会をはじめ、三者懇談、家庭訪問などのあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

「いじめ対策チーム」が中心となって、学校の基本方針が実情に即して効果的に機能しているかを点検し必要に応じて見直す。学校の基本方針の見直しに際し、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるように留意する。また、地域の核としての学校づくりを目指して、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

<別紙 1>

日常の校内指導体制



<別紙2>

早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- ☐ 朝いつも誰かの机が曲がっている
- ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- ☐ 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
- ☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- ☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- ☐ 授業中、教職員に見えないようにいたずらをする
- ☐ 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- ☐ グループ分けをすると特定の子どもが残る
- ☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある

いじめられている子

◎日常の行動・表情の様子

- ☐ わざとらしくはしゃいでいる
- ☐ 下を向いて視線を合わせようとしない
- ☐ 早退や一人で下校することが増える
- ☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ☐ いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- ☐ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- ☐ おどおど、にやにや、にたにたしている
- ☐ 顔色が悪く、元気がない
- ☐ 遅刻・欠席が多くなる
- ☐ とくとき涙ぐんでいる

◎授業中・休み時間

- ☐ 発言すると友だちから冷やかされる
- ☐ 班編成の時に孤立しがちである
- ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- ☐ 決められた座席と違う席に座っている
- ☐ 一人でいることが多い
- ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる
- ☐ 教職員の近くにいたがる

◎屋食時

- ☐ 好きな物を他の子どもにあげる
- ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- ☐ 他の子どもの机から机を少し離している
- ☐ 食べ物にいたずらされる

◎清掃時

- ☐ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- ☐ 一人で離れて掃除をしている

◎その他

- ☐ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- ☐ 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- ☐ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- ☐ けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- ☐ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする
- ☐ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- ☐ 理由もなく成績が突然下がる
- ☐ 服に靴の跡がついている
- ☐ 手や足にすり傷やあざがある

いじめている子

- ☐ 多くのストレスを抱えている
- ☐ あからさまに、教職員の機嫌をとる
- ☐ 教職員によって態度を変える
- ☐ グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- ☐ 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう
- ☐ 教師が近づくと、集団が黙り込む
- ☐ 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- ☐ 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- ☐ 教職員の指導を素直に受け取れない
- ☐ 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- ☐ 発言の中に差別意識が見られる
- ☐ 教師が近づくと、集団が分散する

<別紙3>

年間指導計画（令和6年度）

	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4月	いじめ対策チーム 指導方針・計画作成	小学校との情報交換した 内容の引き継ぎ 学級づくり	家庭訪問
5月	保護者向け啓発	職員研修会	授業公開
6月	事案発生時 いじめ対策委員会 職員会議	情報教育講演会 人権学習	悩み相談シート① 二者面談
7月		廃品回収	三者面談
8月		P T A綱引き大会 カウンセリング研修	
9月			オープンスクール
10月		体育大会に向けた集団指導	活動の観察
11月		合唱コンクールに向けた集団指導	活動の観察 悩み相談シート② 二者面談
12月			三者面談
1月			三者面談(3年)
2月		人権学習	悩み相談シート③
3月		小中連絡会における新入生の情報収集	二者面談
	いじめ対策チーム 本年度のまとめ		

職員会議

- ・SC、SS、SSW、担任、部活顧問、授業担任から得た情報を学年主任から全教職員に伝え、生徒の情報交換、要配慮生徒の観察などについて共通理解する。

未然防止に向けた取り組み

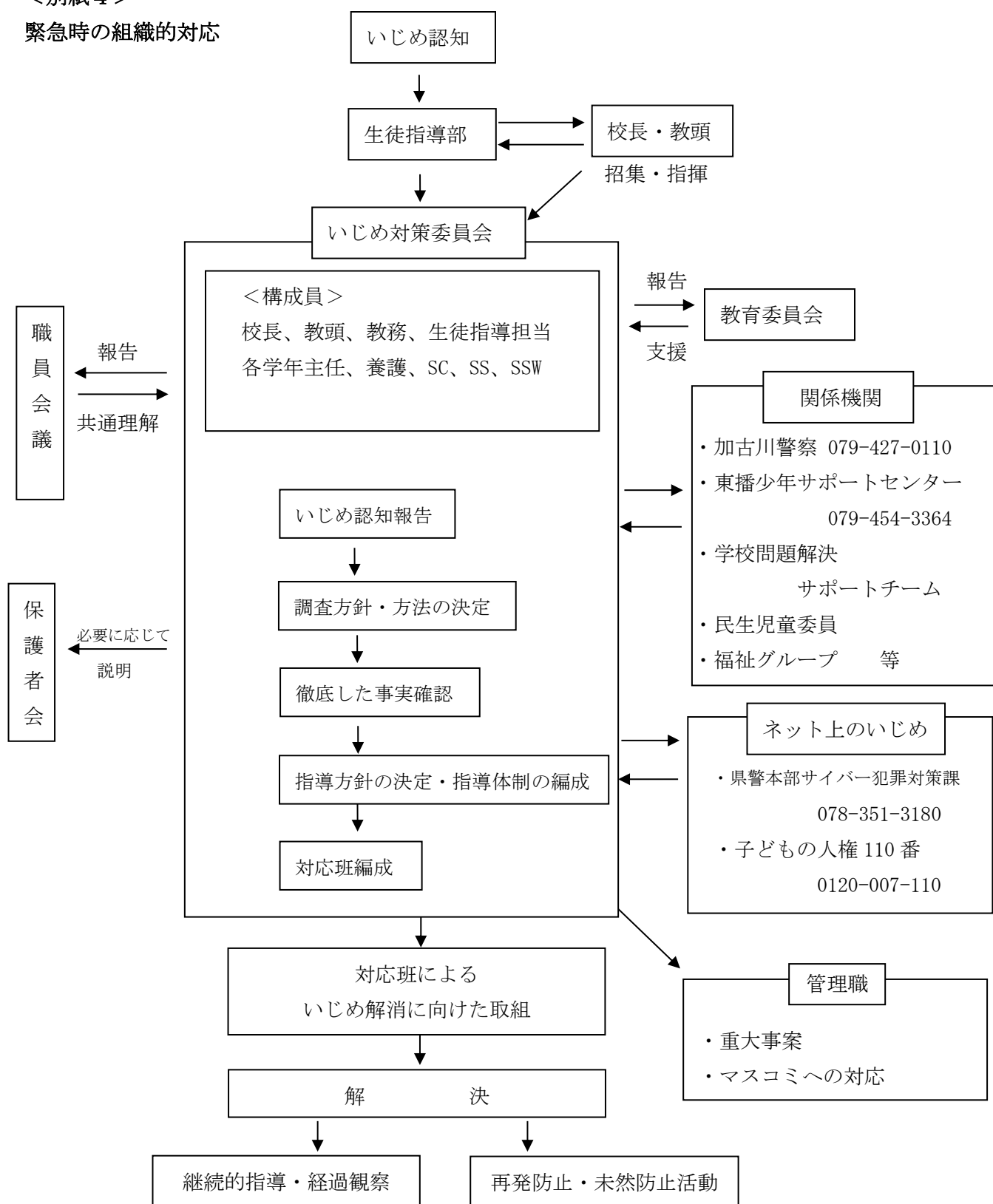
- ・入学前に小学校との情報交換をする。
- ・いじめを許さない学校づくりを進める。
- ・年間を通じて、登校時のあいさつ運動を実施する。
- ・学期はじめの登校指導(校門指導)を徹底する。
- ・昼休みの巡回指導を実施する。
- ・生徒会活動としていじめ・スマホの使い方を取り上げる。
- ・生徒・教師・保護者・地域が一体となってボランティアの一環として廃品回収を行い、つながりを大切にする気持ちを育てる。
- ・欠席時の家庭連絡。
- ・毎日の生活ノートによる担任との心の通信の活用。

早期発見に向けた取り組み

- ・悩み相談シートは年3回実施する。
- ・「生徒の活動するところに教師あり」を心がけ、生徒の日常の微妙な変化を見逃さない。
- ・教育相談・家庭訪問を充実させ、家庭との連携を図る。

<別紙4>

緊急時の組織的対応



■被害者やいじめを知らせてくれた生徒等に十分配慮し、事実確認をする。

・いじめを発見した時は、ただちに加害者、被害者の双方から事実関係を聞き取り、聞き取った内容については周辺生徒からも状況を聞き取る。

・必要に応じて、全校あるいは全学年のアンケートを実施する。

■双方の保護者に説明をする。

■双方の保護者と関係職員を交えて、関係改善を行うとともに傍観者への指導も行う。